

仕 様 書

1 業務名

下水道河川局庁舎排煙・換気高窓開閉装置保守点検業務

2 目的

本業務は、下水道河川局庁舎排煙窓オペレーターの機能を十分に発揮させ、良好な動作を確保することを目的に必要な保守点検を行うものとする。

3 実施場所

札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号

札幌市下水道河川局庁舎

4 業務履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 点検対象機器

キャブボックスオペレーター 窓部分 332箇所

操作ボックス部分 159箇所

6 業務内容

- (1) 受託者は、以下のとおり定期巡回による点検対象機器の機器点検及び総合点検を行い、安全かつ良好な状態を確保すること。

点検の種類	1回目の点検 (5月～6月)	2回目の点検 (9月～10月)	年間点検 回数
機器点検	○	○	2回
総合点検	○	×	1回

※ 実際の点検日は天候を踏まえて、委託者と相談の上決定すること。

ア 機器点検 窓の開閉操作による点検

イ 総合点検 グリスアップ、ハンドルボックス部のビスの緩み等の各種調整

- (2) 受託者は、点検後、報告書により良好及び不良箇所等を委託者に報告すること。
- (3) 受託者は、定期点検以外の場合にあっても、不時の故障の際、委託者から要請があった時は、直ちに技術者を派遣し、迅速に修理を行うものとする。
- (4) 修理に係る施工費用は受託者の負担とし、部品代金は委託者の負担とする。

7 点検結果の報告

受託者は、点検終了後、速やかに報告書を提出するものとする。

8 委託料の支払時期及び回数

年3回、次の支払内訳表に基づき支払うものとする。なお、各回に1円未満の端数がある場合は、全て初回に支払うものとする。

回	業務の期間	支払比率
1回目	令和8年4月～令和8年6月	60%
2回目	令和8年7月～令和8年10月	30%
3回目	令和8年11月～令和9年3月	10%
合計		100%

9 環境配慮

受託者は、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、業務の履行に係る環境負荷の低減に努めること。

10 その他

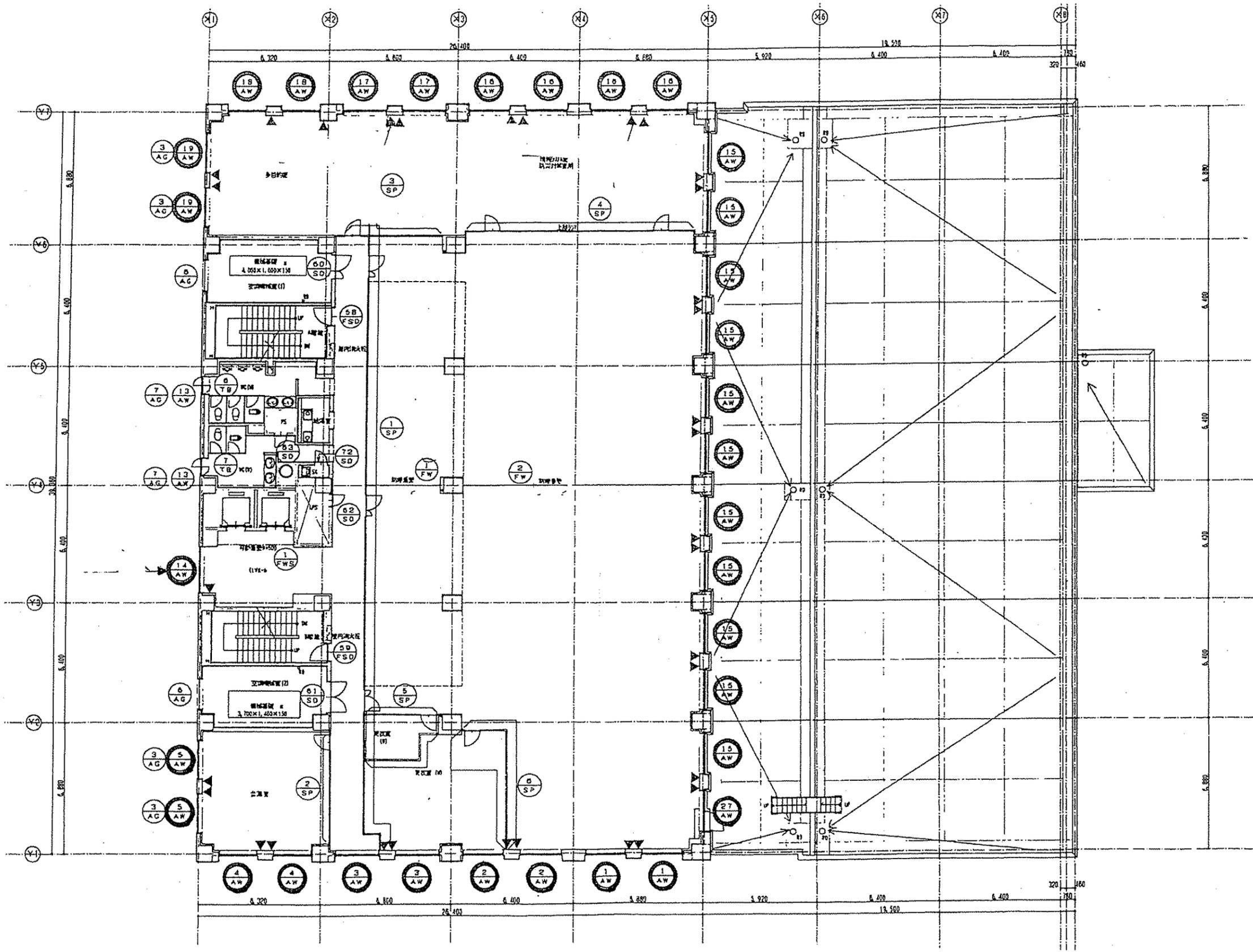
- (1) 庁舎管理の運営又は市職員の業務に支障を及ぼすおそれのある作業をする場合は、委託者の指示する時間帯に実施すること。
- (2) 業務の実施に当たって、受託者の不注意により生じた故障、破損、事故等は、受託者の責任において処理すること。
- (3) 業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、相互に協議調整し、決定する。

11 担当課

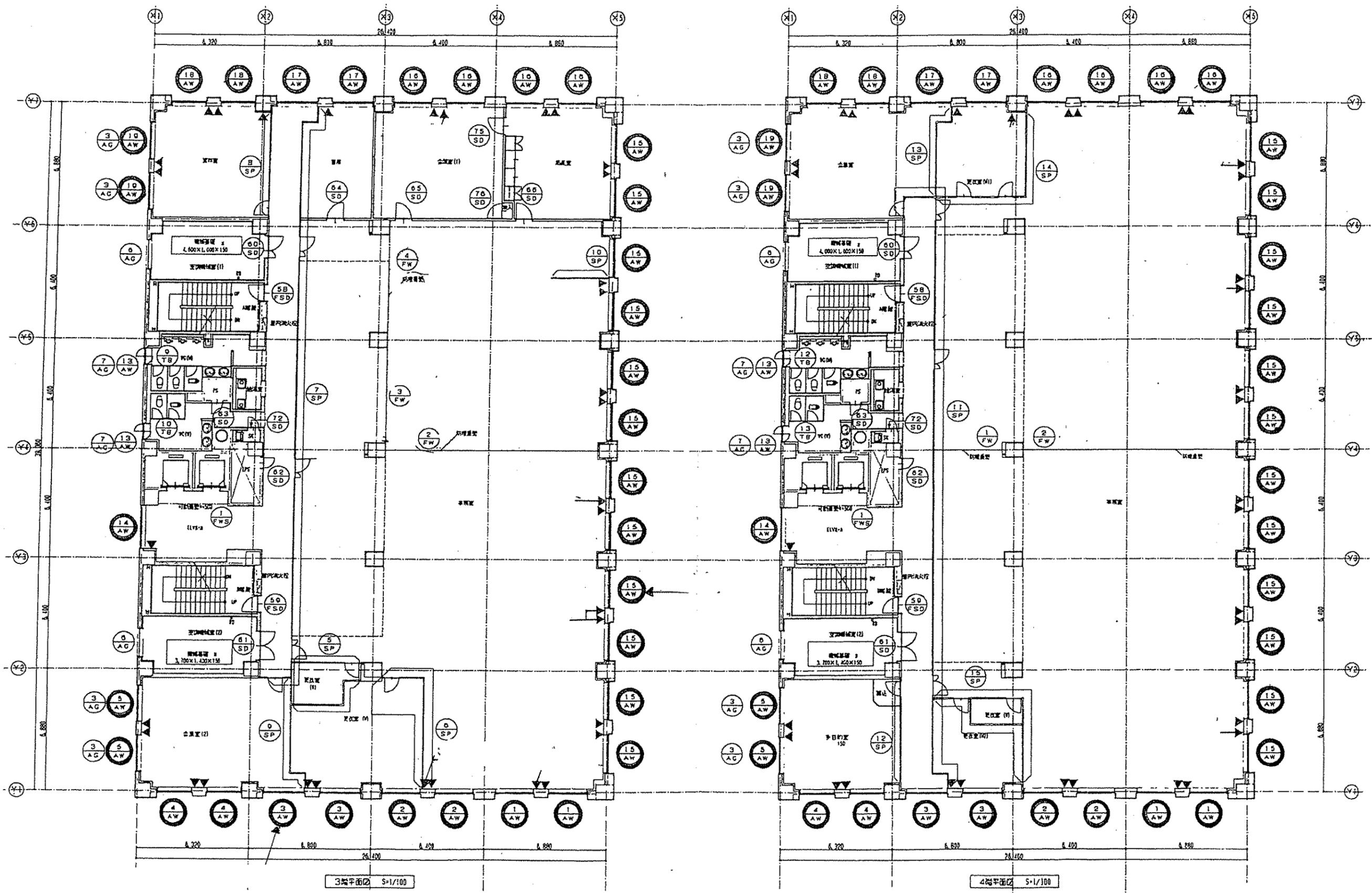
下水道河川局経営管理部経営企画課

〒062-8570 札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1

電話：011-818-3452



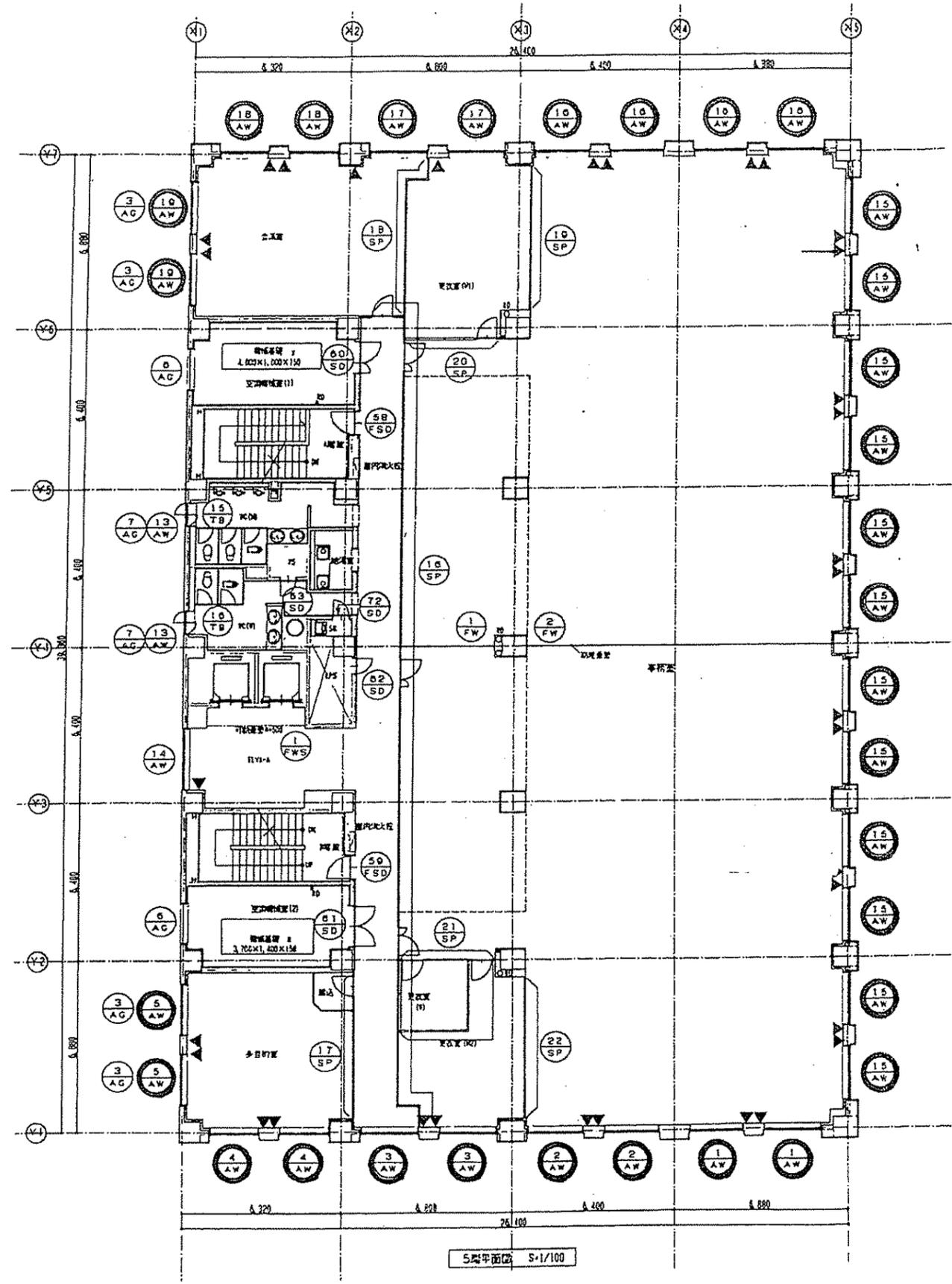
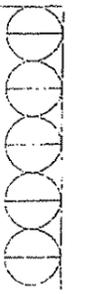
記 事		設計監理	御受領印	工事名	図面内容	尺 度
		施 工	殿	下水道庁舎排煙・換気高窓開閉装置保守点検業務	2F	1/
			殿	岡 野 先	備 考	番 OP-



3階平面図 S=1/100

4階平面図 S=1/100

記 事		設計監理	御受領印	工事名	図面内容	尺 度
		施工	殿	下水道庁舎排煙・換気高窓開閉装置保守点検業務 御 意 先	3・4F	1/
			殿		備 考	図 番 OP-



記 事		設計監理	御受領印	工事名	図面内容	尺 度
		施 工	設	下水道庁舎排塵・換気高窓開閉装置保守点検業務 得意先	5F	1/100
				換 図 製 図 設 計 打 合	備 考	図 番 OP-